

宿泊税導入に関する提言書（案）

令和6年12月23日

鳥羽市長 中村 欣一郎 様

鳥羽市宿泊税検討委員会
委員長 梅川 智也

鳥羽市は市全域が伊勢志摩国立公園に指定され、豊かな海や4つの有人離島を含む美しい島々など恵まれた自然の中で、海女文化や真珠養殖など地域特有の歴史・文化を育み、産業活動を振興させながら発展した観光都市である。近年は、鳥羽市への来訪者数、宿泊者数ともに漸減傾向にあり、鳥羽市の産業を支える観光・宿泊産業の更なる活性化が求められている。そのために、観光地として魅力を高め、観光振興で地域を豊かにし、持続可能な地域づくりにつなげる新たな「観光財源」の導入が不可欠である。

そこで、本検討委員会で新たな「観光財源」の導入について協議を行った結果、鳥羽市における宿泊体験価値を持続的に提供し、観光まちづくりを推進するため、法定外目的税である「宿泊税」を早急に導入するように下記のとおり提言する。

記

1. 宿泊税の用途について

以下の4つの柱に合致する事業に対し、次期観光振興基本計画との整合性を踏まえて宿泊税を充当することを提言する。

- ① 宿泊促進（宿泊者の満足度向上）
- ② 受け入れ体制の強化、観光インフラの整備
- ③ 伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用
- ④ 観光関連団体の組織強化（特に登録DMO）

2. 宿泊税の税制度概要について

本委員会での議論の結果、以下の通り税制概要を提言する。

課税客体	鳥羽市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付)
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日分を申告納付
税額(税率)	定額制、1人1泊当たり200円
免税点	設けない
課税免除	設けない
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し (社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討)
特別奨励金	期限内申告・納付額の2.5%

3. その他の留意すること

- 1 宿泊税を導入するにあたっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者に理解・納得していただけるよう、使途の透明性の確保を図ること。
- 2 本検討委員会が示した提言については、整理と検討を丁寧に進め、内容を精査した上で宿泊税の使途及び課税要件等を決定すること。
- 3 導入後も引き続き観光振興の効果について検証を行い、社会情勢や鳥羽市の観光を取り巻く状況などを幅広い関係者の意見を踏まえ、見直し等の必要な措置を講ずること。
- 4 特別徴収義務者となる宿泊事業者においては、宿泊税の導入により負担増となるため、事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるように検討していくこと。